

2川健障計第1215号  
令和2年12月24日

市内

障害者支援施設 施設長  
障害福祉サービス事業所 管理者  
障害児入所施設 施設長  
障害児通所事業所 管理者

様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部長  
保健所担当部長

新型コロナウイルス感染症に係る障害者支援施設等の感染防止対策の再確認、徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症について、全国的まん延状況が継続しており、神奈川県内においても新規感染者が連日200人を超え、「医療アラート」が発動されるなど、医療現場において病床が逼迫し入院調整が難航するなど、非常に厳しい状況が継続しています。

また、本市内においても、高齢者福祉施設等で複数の感染者が発生するなど、社会福祉施設等内における事例が急増しているところでございます。

医療現場における逼迫状況を改善していくためには、障害者福祉施設等での感染拡大を最小限にとどめる必要があることから、次のとおり引き続き感染拡大防止の対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

#### 1 感染拡大防止対策の再確認、再徹底について

厚生労働省のホームページ等で常に最新の情報を御確認いただき、併せて本市で作成した「新型コロナウイルス対応状況確認票」を活用し、改めて職員、関係者等に周知徹底を図り、感染拡大防止に万全を期すようお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染が疑われ、PCR検査その他の検査を受検した利用者、従業員が発生した場合等には、必ず保健所及び各所管課に報告・相談し、その時点での指示を仰ぐことを徹底してください。

##### (1) 厚生労働省ホームページ

○障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

「2. 感染拡大防止に関する事項」

・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」

○（一部障害福祉サービス等も対象とした通知が掲載されているほか、手引きなど高齢者施設に限らず参考になる情報が掲載されています。）

- ・「介護事業者等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumato\\_me\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumato_me_13635.html)

- ・「介護職員にもわかりやすい感染対策の動画まとめページ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html)

## (2) 本市ホームページ

○介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

- ・「新型コロナウイルス対応状況確認票」について

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000114508.html>

(高齢者福祉施設向けに作られており、「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル(改訂版)」、「介護現場における感染対策の手引き」の言及がある、「介護サービス事業所」の部分を読み替える必要がある、感染情報の共有先が「高齢者事業推進課事業者指導係」ではなく「障害計画課事業者指導担当」(電話044-200-0082)などの違いがありますが、運営上のチェックをするには十分使用できますので、御活用ください。)

## (3) 障害情報サービスかながわの書式ライブラリ

○「新型コロナウイルス関係」

市の情報発信に書式ライブラリを使用しています。新型コロナウイルス関係はまとめて掲載しております。

[https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L\\_Result2.asp?category=184&topid=3](https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=184&topid=3)

## 2 職員等の健康管理の再徹底について

障害者支援施設等においては、新型コロナウイルスを事業所等に持ち込まない、広めないための対策の徹底が必要です。

については、職員の日々の健康管理を徹底し、出勤前の体温計測や発熱等の症状が見られる場合には出勤を行わないこと等の再徹底をお願いいたします。

また、利用者等にあつては、感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行う等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無について留意し、通所系サービスの利用者にあつては送迎前に体温を計測し、発熱が見られる場合は利用を断る等、対策の再徹底をお願いいたします。

なお、体調不良者が確認された際には、速やかに次の相談窓口へ相談してください。

### 【体調不良者等の相談窓口について】

#### (1) 新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染が疑われる場合

ア まずは「かかりつけ医(嘱託医)」に相談・受診してください。

イ かかりつけ医等での受診ができない場合で、発熱・咳・咽頭痛のいずれかの症状がある場合

○発熱等診療予約センター（医療機関案内）【神奈川県運営】

0570-048914 9:00～21:00（土・日曜、祝日も実施）

※かかりつけ医の受診ができない場合で、急な病気やけがのある場合

○救急医療情報センター（医療機関案内）

044-739-1919 24時間対応（土・日曜、祝日も実施）

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談がある場合

○川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンター

044-200-0730 24時間対応（土・日曜、祝日も実施）

### 3 新型コロナウイルス感染症患者の退院・退所時における医療機関等との連携について

新型コロナウイルス感染症に感染した場合原則医療機関に入院し治療を受けることとなりますが、退院に関する基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（令和2年6月25日付け健感発0625第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」において示されており、また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改訂について」（令和2年8月21日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）の⑩において、「退院基準を満たして退院した後の活動の制限などは設けておりません」とされています。

よって、退院基準を満たした者については、医療機関と調整し、速やかに受入を行うとともに、退院時の送迎について障害者支援施設等において確保するように努め、医療機関において医療に専念できるよう御配慮くださいますようお願いいたします。

なお、このことは医療機関以外に、療養施設での療養期間が終了した者についても同様です。

### 4 閉庁中の緊急連絡について

1で示した通り、新型コロナウイルス感染が疑われPCR検査その他の検査を受検したか、検査の結果陽性のものを把握した際は各所管課への連絡が必要ですが、12月29日から1月3日までの閉庁中にこれらのものが発生した場合は、次の緊急連絡先まで御報告ください。その際は、衛生用品が確保できているか、法人内で人員の調整ができているかもあわせて報告してください。

なお、通所系サービス等、上記期間中開所することがなく感染拡大のおそれがない事業所については閉庁後の報告で差し支えありません。また、次の緊急連絡先はあくまで緊急時に使用するものであり、通常時は使用できないので、連絡をする場合は各所管課まで連絡してください。

緊急連絡先 070-1322-6179（受付時間 8:30～17:00）

担当・問い合わせ先

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話 044-200-0082 E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

電話 044-200-2676、2928 E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp

健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

電話 044-200-3608 E-mail 40seisin@city.kawasaki.jp

健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課

電話 044-200-2456 E-mail 40syosyu@city.kawasaki.jp

健康福祉局保健所感染症対策課

電話 044-200-2441 E-mail 40kansen@city.kawasaki.jp